**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都立川市富士見町六丁目二七番地、最後の住所東京都立川市富士見町六丁目二二番四〇九号　被相続人　亡　三輪　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社ＣＡＣクロア
代表取締役　加藤　肇

**貸借対照表の要旨**　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,581,416 | 流動負債 | 1,600,178 |
| 固定資産 | 739,312 | （受注損失引当金） | (17,745) |
| | | 固定負債 | 132,156 |
| | | （退職給付引当金） | (132,156) |
| | | 株主資本 | 2,588,394 |
| | | 資本金 | 90,000 |
| | | 資本剰余金 | 614,054 |
| | | 資本準備金 | 22,500 |
| | | その他資本剰余金 | 591,554 |
| | | 利益剰余金 | 1,884,340 |
| | | その他利益剰余金 | 1,884,340 |
| | | （うち当期純利益） | (172,740) |
| 資産合計 | 4,320,729 | 負債・純資産合計 | 4,320,729 |

**第６期決算公告**

平成30年3月23日　東京都中央区日本橋箱崎町24番1号
株式会社ＣＡＣクロア
代表取締役　加藤　肇

**貸借対照表の要旨**　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 3,581,416 | 流動負債 | 1,600,178 |
| 固定資産 | 739,312 | （受注損失引当金） | (17,745) |
| | | 固定負債 | 132,156 |
| | | （退職給付引当金） | (132,156) |
| | | 株主資本 | 2,588,394 |
| | | 資本金 | 90,000 |
| | | 資本剰余金 | 614,054 |
| | | 資本準備金 | 22,500 |
| | | その他資本剰余金 | 591,554 |
| | | 利益剰余金 | 1,884,340 |
| | | その他利益剰余金 | 1,884,340 |
| | | （うち当期純利益） | (172,740) |
| 資産合計 | 4,320,729 | 負債・純資産合計 | 4,320,729 |

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都港区西新橋一―四―一四物産ビル二階日比谷Ａｖｅ．法律事務所　相続財産管理人　弁護士　足立　正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都葛飾区立石八丁目一二八番地、最後の住所東京都葛飾区立石八丁目三九番一一号　被相続人　亡　片根　規雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

東京都千代田区神田司町二丁目一〇番安和司町ビル八階林・有坂・伊藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　有坂　秀樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都足立区柳原一丁目二〇番地三、最後の住所東京都葛飾区東金町七丁目三番一五号　被相続人　亡　前田誠二郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階　相続財産管理人　弁護士　樋口　華恵

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福井県福井市照手一丁目一〇一七番地、最後の住所福井県福井市三郎丸町第二五号一番地二五　被相続人　亡　嶋津　昌雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

福井県福井市春山一丁目一番一四号福井新聞さくら通りビル一階　相続財産管理人　弁護士　茂呂　信吾

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県羽島市正木町新井五三三番地、最後の住所岐阜県羽島市正木町大浦新田三丁目一五番地一　被相続人　亡　立石　義江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

事務所岐阜市明徳町一〇番地杉山ビル二階アール市民法律事務所　相続財産管理人　弁護士　武藤玲央奈

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍浜松市南区三島町六一九番地三、最後の住所浜松市南区三島町六一九番地の三　被相続人　亡　石田　信次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

浜松市中区栄町二番地　石塚・村松法律事務所　相続財産管理人　弁護士　村松奈緒美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍愛知県知多郡美浜町大字時志字南郷中二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤美保子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

愛知県東海市高横須賀町一丁目一〇六番地メゾン・ド・プリムール二〇一号といだ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　樋田　安央

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍京都市下京区油小路通木津屋橋上る東大工町二六六番地、最後の住所京都市伏見区向島二ノ丸町一五一番地八一　あじさいガーデン伏見　被相続人　亡　西田　俊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　由希子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都葛飾区立石八丁目三九番一一号　被相続人　亡　宮口　育男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

事務所東京都府中市寿町一丁目八番七号白石ビル一階司法書士事務所プレイズ　相続財産管理人　司法書士　栗原　健太

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都板橋区東新町一丁目一七番地七、最後の住所東京都板橋区常盤台三丁目六番一二号　被相続人　亡　宮口　育男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

事務所東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館五階藤光・鈴木法律事務所　相続財産管理人弁護士　鈴木　一夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県横浜市金沢区富岡東六丁目三二八番地、最後の住所横浜市金沢区富岡東六丁目二番三号　被相続人　亡　横山　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

横浜市中区住吉町二丁目二二番地松栄関内ビル八〇三号室　相続財産管理人　弁護士　千歳　博信

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都北区志茂二丁目三一番地一、最後の住所横浜市旭区上白根町七九五番地市営ひかりが丘住宅一一街区三棟五〇七号　被相続人　亡　篠原　武經

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階　相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県藤沢市片瀬山二丁目一二番、最後の住所神奈川県藤沢市片瀬山二丁目一二番二号　被相続人　亡　佐藤　寛之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月九日

横浜市戸塚区戸塚町一二一大川原ビル四階　相続財産管理人　弁護士　樋口　華恵